平成２２年（フ）第１４４７号
札幌市豊平区水車町３丁目１番１―202号
債務者　南川　智之
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８３号
札幌市西区八軒２条西４丁目１番12―31号
債務者　田岡　野枝（旧姓吉田・高田）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５００号
札幌市厚別区厚別南１丁目15番５号　ｐｅｏｐｌｅ３－Ｃ
債務者　谷川　広基
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０３号
札幌市手稲区手稲本町３条１丁目３番17号　手稲本町レジデンス203号
債務者　滝田　正昭
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２５号
札幌市北区新川１条４丁目４番39号、住民票上の住所北海道石狩市八幡４丁目166番地43
債務者　森中　加苗（旧姓長澤）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４２号
札幌市北区新琴似８条１丁目１番61―406号
債務者　木村英理加
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４７号
札幌市白石区菊水上町４条１丁目135番地　市営住宅菊水上町団地203号
債務者　杉本　治樹
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９４号
札幌市豊平区平岸２条４丁目１番３―703号
債務者　小林　幸恵
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１１号
札幌市豊平区豊平７条10丁目４番１号　コーポ７―102号
債務者　板垣　繁子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４０号
札幌市北区北38条西６丁目２番２号　クルーズハウス麻生中央Ⅱ102号
債務者　寺山　正和（旧姓山本・阿部）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５６号
札幌市手稲区新発寒５条４丁目５番11号
債務者　阿波　義信
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８６号
札幌市豊平区美園８条２丁目８番22号　第１トーア荘Ｂ―12号
債務者　堀　　秀子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０９号
札幌市西区二十四軒４条２丁目１番38号　松琴荘１号
債務者　小林千香恵（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３２号
北海道北広島市大曲南ヶ丘５丁目４番地１
債務者　本間　秀夫
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３３号
北海道北広島市大曲南ヶ丘５丁目４番地１
債務者　本間　茂子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４２号
札幌市西区西野１条２丁目８番10号　ウエストフィールド201号
債務者　中鉢　志保（旧姓頼成）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５０号
札幌市西区八軒９条東２丁目１番７号　ＨＴ八軒203号
債務者　山崎　結香（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部